

あなたは国民年金の第○号ですか？

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、原則として国民年金に加入しなければいけません。ご自分が第何号であるのか、どのような納め方をしているのかなどをもう一度チェックしてみてください。

問合せ 国保年金課 ☎ 33-4105

★国民年金の被保険者は、次の3つの種類に区分されます

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◆農林漁業・商業などの自営業者 ◆学生 ◆日本在住の外国人 ◆第2号・第3号被保険者以外の人 	<ul style="list-style-type: none"> ◆会社や役所などに勤務し、厚生年金保険・共済組合に加入している人 	<ul style="list-style-type: none"> ◆第2号被保険者に扶養されている配偶者 ※第2号被保険者の配偶者でも、扶養されていない人は、第3号被保険者にはなりません。

★国民年金加入者は、3つのどれかの方法で国民年金保険料を支払っていることとなります

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
保険料の納め方	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会保険庁から送られてくる納付書を使い、金融機関やコンビニで支払う ◆口座振替で支払う ◆クレジットカードで支払う 	<ul style="list-style-type: none"> ◆厚生年金・共済組合の保険料として、給料から天引きされる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民年金保険料を支払う必要はありません（保険料は、配偶者が加入する年金制度が負担） ※配偶者の給料から、二重に保険料が引かれているわけではありません。

■ 種別変更の届出方法

会社などを退職したり、結婚して配偶者の扶養に入るなど、国民年金の種別が変わる場合は、次の表を参考にして、お早めに届出をお願いします。

◆第2号被保険者→第1号被保険者（退職など）	市役所国保年金課⑦窓口、または、各支所年金窓口で年金手帳・退職日（扶養から外れた日）が確認できる書類、認印を持って手続きしてください
◆第3号被保険者→第1号被保険者（配偶者の扶養から外れた・離婚など）	
◆第1号被保険者→第2号被保険者（就職など）	事業所に年金手帳などを提出し、手続きしてください
◆第3号被保険者→第2号被保険者（就職など）	
◆第1号被保険者→第3号被保険者（配偶者の扶養に入る）	配偶者の事業所に年金手帳などを提出し、手続きしてください
◆第2号被保険者→第3号被保険者（会社などをやめ、そのまま配偶者の扶養に入る）	

広 告